

(2) 特定空家等に対する措置について

1. 特定空家等とは

「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第2項の規定により、以下の状態にあると認められる空家等をいう。

- (1)そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (2)そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (3)適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (4)その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

2. 特定空家等対策の現状

「東松山市空家等対策計画」では、「特定空家等」に該当するかの判断や除却、修繕、立木竹の伐採、その他周辺生活環境の保全を図るために講ずる措置を、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」に基づき行うものとしている。

これにより、特定空家等に該当し得る可能性がある空家等の状況把握等を行うとともに、特定空家等に認定し、措置を講ずることを視野に入れた準備を進めている。

〈具体的な取組状況〉

内 容
①実態調査等で「管理されていない空家」とされた 228 件について、優先度による管理を行うため、「特定空家等に対する措置」手順フロー図(案)を作成。
②「管理されていない空家」のうち、レベル 2 以上に該当する可能性があるものを抽出。現地確認を行い、レベル判定を実施した上で対策を開始。 【判定結果】 ・レベル 2 →14 件、レベル 3 →10 件、レベル 4 →3 件
③レベル 2 以上の空家等について、所有者等調査を実施後、除却補助金等周知用パンフレットを送付。
④レベル 3 以上の空家等の所有者に対し、今後の意向を確認するための調査を実施。
⑤レベル 4 に位置付けた空家等 3 件について、特定空家等の認定及び認定後の措置を視野に入れ、詳細調査等を実施中。

3. 特定空家等の措置に向けた今後の対応

- ①管理されていない空家等の状況把握と優先度による管理
- ②特定空家等にしないための対策
 - ・老朽空き家除却補助金交付制度の運用
 - ・老朽空き家所有者による適正管理の促進

継続実施

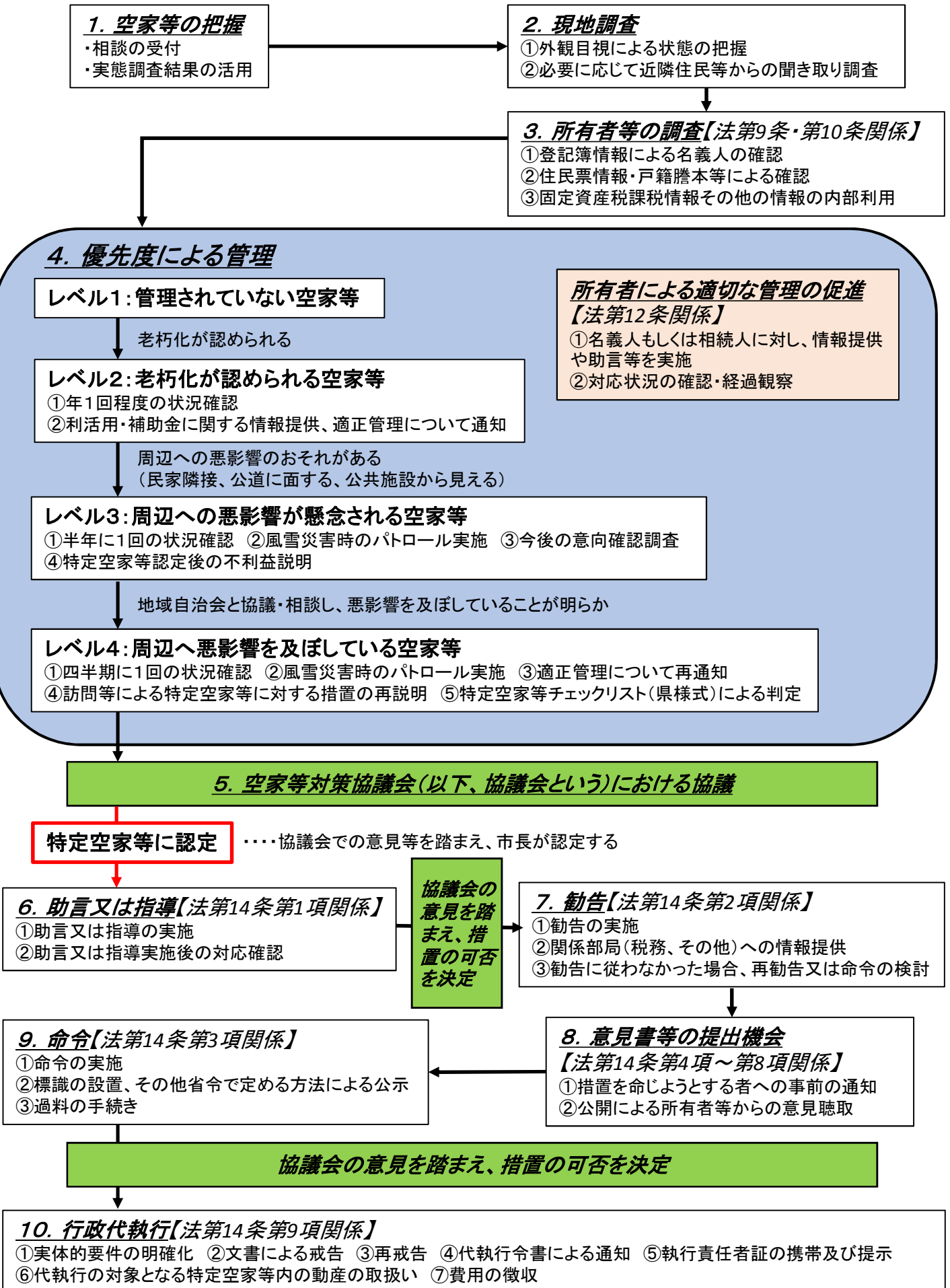
- ③特定空家等の措置に関するマニュアル（東松山市版）を策定後、認定及び措置を講じていく。

4. 特定空家等の措置における協議

特定空家等に対する措置を段階的に講ずる際、主に3つの段階で「空家等対策協議会」から意見、助言をいただき、それを踏まえて措置の可否を決定する。

- ① 特定空家等認定前
- ② 勧告前
- ③ 行政代執行前

「特定空家等に対する措置」手順フロー図（案）



※所有者等を確認できない時は、略式代執行【法第14条第10項関係】による措置を講ずる場合あり